

Frequently Asked Question 問合せの多い質問

Q1 指定施設・都内施設に従事をする場合に、卒業後に提出する返還猶予申請書（従事）や返還届等は、いつまでに提出すればいいのでしょうか。

A1 令和5年7月末までに提出してください。
返還開始は、10月からです。

Q2 指定施設で従事中に病気で休職をしました。提出書類と提出時期を教えてください。

A2 返還猶予の申請事由が生じた場合は速やかに申請してください。

【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 診断書（原本）
- (3) 在職証明書

【猶予事由：従事、進学、在学、再受験、その他（災害・疾病・出産・育児・介護等）】
それぞれの事由により、添付する書類が異なります。

Q3 結婚等により住所と姓が変わりました。どのような手続が必要ですか。

A3 本人及び連帯保証人の住所や姓が変わったときには、「住所等変更届（第7号様式）」を提出してください。その際に、姓の変更のわかる公的な書類（戸籍謄本又は抄本の写し、運転免許証の写し等、新姓・旧姓両方が確認できるもの）を添付してください。

引落口座の名義を新姓に変更した場合は、金融機関で再度、口座振替の手続が必要となります。Q16を御覧ください。

また、住所等の変更は電子申請でも可能です。詳細は東京都看護師等修学資金ホームページを御確認ください。

Q4 申請様式を以前使用してしまったため、手元にありません。どうしたらよいのでしょうか。

A4 口座振替依頼書を除く様式は、東京都看護師等修学資金ホームページからダウンロードすることができます。

なお、ダウンロードができない場合又は口座振替依頼書の様式を御希望の場合は、表紙の裏面に記載の問合せ先に御連絡ください。

Q5 国家試験に不合格となりました。貸与を受けた額を全額返還する必要がありますか。

A5 養成施設卒業の翌年度までに実施される国家試験に合格し、看護業務に係る免許を取得しようとする意思を有している場合は、返還を猶予することができます。

【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 試験受験の意思が記載された日付、本人署名のある陳述書

Q6 養成施設卒業後、看護系の上級課程へ進学しました。提出書類を教えてください。

A6 【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 貸与を受けていた課程に係る国家資格の免許証又は登録済み証明書（養成施設卒業者）
- (3) 修了証の写し（大学院修了者）

Q7 養成施設卒業後、指定施設で従事しながら看護系の上級課程へ進学しました。従事猶予は受けられますか。

A7 常勤、非常勤（月 128 時間以上の雇用契約）で従事をしている場合は、従事猶予を受けることが出来ます。ただし、従事をしながら進学する場合は多くは、実習期間になると雇用形態が常勤から非常勤に変更となり、従事時間数が不足する傾向にあります。従事期間として算定できない期間は、進学猶予に切り替える必要があります。

Q8 養成施設卒業後すぐに、訪問看護ステーションに就職しました。返還になりますか。

A8 令和 4 年度以降の貸与者については指定施設に該当しますので、従事猶予が可能です。

Q9 養成施設卒業後、指定施設に従事をしましたが、その後、免除対象外施設（指定施設・都内施設に該当しない施設）へ同じ法人内で異動を命じられました。返還になりますか。

A9 免除対象施設（指定施設・都内施設）で従事した後、その法人の都合により免除対象外施設へ異動となった場合は、貸与者 1 名につき 1 回のみ、最長 3 年間の猶予を申請することができます。ただし、その期間は従事期間として算定できません。また、異動先の免除対象外の施設での従事は、看護業務であることが必須となります。

【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 法人都合による免除対象外施設への異動であることを証する書面

Q10 現況届の提出依頼が届きました。提出は必要ですか。

A10 規則第 7 条 2 項の規定により、進学猶予、従事猶予開始の 2 年目より、毎年、現況届の提出が必要です。東京都からの提出依頼を受けたら、進学先、従事先で証明してもらい、必ず提出してください。

Q11 養成施設卒業後、都内施設で従事をしました。しかしその後、指定施設に転職したので、指定施設の従事猶予を受けることはできますか。

A11 上記の場合には、指定施設での従事猶予として扱うことはできません。一度都内施設で従事された場合は、その後指定施設に転職された場合も、都内施設での従事として扱います。

Q12 従事猶予中に転職をしました。転職のルールと提出書類を教えてください。

A12

<転職のルール>

- ① 退職後、次の採用までの期間が1ヶ月未満であること。
- ② 指定施設から都内施設、都内施設から指定施設への転職は、都内施設の扱いとなる。
- ③ 従事先の在職日数が月16日未満となる月は、従事月数に算定できない。そのため従事猶予の期間がその分延長となる。

<提出書類>

●事例1 貸与月額 75,000円 貸与期間 36ヶ月 貸与総額 2,700,000円

○卒業後、3年間指定（都内）施設で従事し、退職後1ヶ月未満で指定（都内）施設へ転職した。

【提出書類】
前従事先の「在職証明書」、「従事先変更届」、裏面の「指定（都内）施設証明」、
※「返還猶予申請書」・・・転職のルール③に該当する場合に要提出。

●事例2 貸与月額 75,000円 貸与期間 36ヶ月 貸与総額 2,700,000円

○卒業後、指定施設で従事。7年間、2,700,000円（75,000円×36ヶ月）の従事猶予中。
3年間指定施設で従事し、退職後1ヶ月未満で都内施設へ転職した。

【提出書類】
前従事先の「在職証明書」、「従事先変更届」、裏面の「都内施設証明」、
「返還猶予申請書」、「返還届」、「口座振替依頼書」

解説) 3年間指定施設で従事した後に都内施設へ転職したため、猶予理由は従事猶予（指定施設）から従事猶予（都内施設）へ変更となる。これに伴い、猶予金額は900,000円（25,000円×36ヶ月）に変更となる。貸与総額から猶予金額を差し引いた残りの1,800,000円（50,000円×36ヶ月）は、返還開始となる。

●事例3 貸与月額 100,000円 貸与期間 36ヶ月 貸与総額 3,600,000円

○卒業後、都内施設で従事。5年間、900,000円（25,000円×36ヶ月）の従事猶予中。
同時に、貸与総額から猶予金額を差し引いた2,700,000円（50,000円×54ヶ月）を卒業後の10月から返還中。都内施設で2年間従事した後、都外の施設へ転職した。

【提出書類】
前従事先の「在職証明書」、「返還届」

解説) 都内施設で2年間従事した後、免除対象外施設である都外施設へ転職したため、従事猶予としていた金額も併せて返還する必要がある。都内施設を退職した翌月を起算点とし、その時点での残債務と新たに発生した債務を再計算し、返還計画を立て直す。返還届等の書類の提出が遅れた場合は、返還事由が発生した翌月から、引落月までの金額が合算となる。なお、一定の条件を満たした場合のみ、返還月額を25,000円とすることができるため、当初の返還月額が25,000円であっても、再計算後に返還月額が50,000円に変更となる場合もある。

Q13 先月分の口座引落しができませんでした。今月の振替日に、引落しができなかった先月分もまとめて2ヶ月分の口座引落しをしてもらえますか。

A13 翌月にお届けする督促状に同封される納付書にてお支払ください。

Q14 口座から引落しができなかったため、督促状と納付書が届きました。コンビニで支払いはできますか。

A14 納付書が利用できるのは、督促状に同封されている「東京都公金を納付できる金融機関一覧」に載っている金融機関の窓口及びペイジー対応のATM、インターネットバンキング等で支払うことができます。コンビニでは支払えません。

Q15 納付書を紛失してしまいました。再発行はしていただけますか。

A15 再発行いたします。修学資金担当に御連絡ください。(電話 03-5320-4444)

Q16 引落しに使っている口座について、変更はできますか(名義変更を含む。)

A16 手続により変更可能です。金融機関で必要な手続をした上で、口座振替依頼書を都へ提出してください。都に到着した月の翌月末の口座振替から新口座での引落としとなります。

Q17 全額の返還が終了しました。何か通知が届きますか。

A17 都で確認が取れ次第、返還完了通知を送付いたします。
なお、返還を完了した日から通知の送付まで2か月程度要しますので、御了承ください。

Q18 養成施設卒業後、都外の施設で従事をしました。しかしその後、指定施設に転職しましたので、免除を受けることはできますか。

A18 免除を受けることができるのは、卒業後直ちに指定施設で又は都内施設に従事し、引き続き5年間もしくは7年間従事した場合に限ります。

Q19 5年間(7年間)の従事猶予の期間が満了しました。提出書類を教えてください。

A19 5年間(7年間)の従事猶予の期間が満了しましたら、返還免除申請書、裏面の在職証明書を出してください。都に到着した翌月に返還免除承認通知を送付いたします。